

# 一管区水路通報第43号

令和6年11月8日

第一管区海上保安本部

第713項	北海道南岸	恵山岬東方～納沙布岬南方・・・	海洋調査
第714項	北海道南岸	室蘭港・・・・・・・・・・	錨及びロープ存在
第715項	北海道南岸	苫小牧港及び付近・・・・・・・・	海洋調査等
第716項	北海道南岸	苫小牧港・・・・・・・・・・	灯付浮標一時撤去
第717項	北海道南岸	襟裳岬西北西方・・・・・・・・	照明弾発射訓練
第718項	北海道南岸	十勝港東方・・・・・・・・・・	射撃訓練
第719項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・	灯付浮標一時移設
第720項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・	ボーリング作業
第721項	北海道東岸	羅臼港・・・・・・・・・・	魚礁設置作業
第722項	北海道北岸	紋別港・・・・・・・・・・	浅所存在等
第723項	北海道西岸	野寒布岬北方・・・・・・・・	海洋調査
第724項	北海道西岸	利尻島、杓形港・・・・・・・・	灯付浮標再設置
第725項	北海道西岸	天売島、天売港・・・・・・・・	灯標について
第726項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・	花火打上げ
第727項	本州東岸	尻屋埼東方・・・・・・・・	射撃訓練
第728項	本州北西岸	龍飛埼西南西方・・・・・・・・	射撃訓練

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先  
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係  
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)  
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について  
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

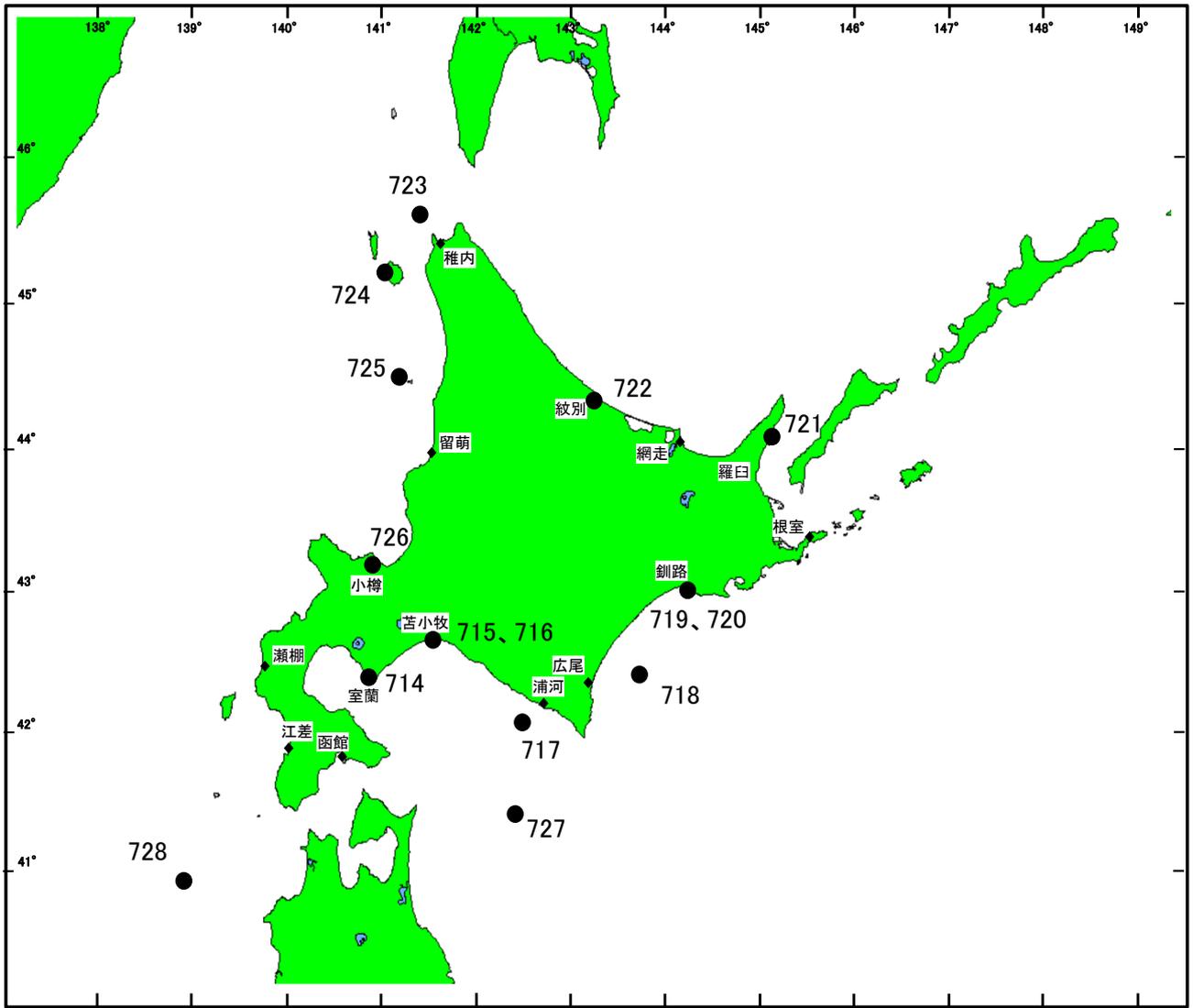
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

# 索引図



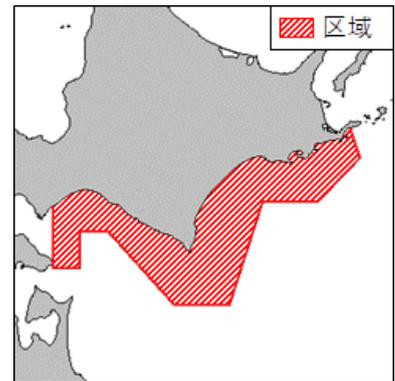
※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ713項については本項を参照ください。

6年713項 北海道南岸 — 恵山岬東方～納沙布岬南方 海洋調査  
 下記区域で、調査船「金星丸(151t)」及び「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年11月12日～24日  
 区 域 下記11地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域

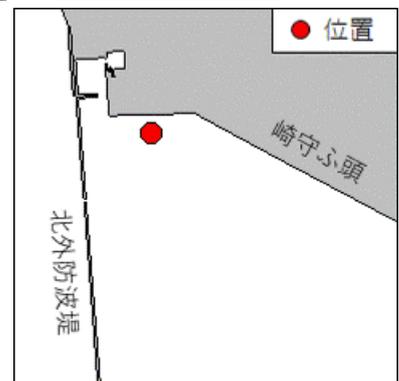
- (1) 43-19.3N 145-38.9E (岸線上)
- (2) 42-59.4N 145-48.0E
- (3) 42-30.0N 145-10.0E
- (4) 42-30.0N 144-20.0E
- (5) 41-20.0N 143-50.0E
- (6) 41-20.0N 143-00.0E
- (7) 42-10.0N 142-00.0E
- (8) 42-10.0N 141-35.0E
- (9) 41-45.0N 141-35.0E
- (10) 41-45.0N 141-10.0E
- (11) 42-26.3N 141-10.0E (岸線上)



備 考 停船して観測機器を垂下する  
 海 図 W 3  
 出 所 函館水産試験場、釧路水産試験場

6年714項 北海道南岸 — 室蘭港、第3区 錨及びロープ存在  
 報告によれば、下記位置に錨及びロープが存在している。

位 置 42-22-07N 140-55-10E 付近  
 備 考 錨 (長さ約2m、重さ約300kg)  
 ロープ (長さ約8m)  
 海 図 W 1 6  
 出 所 室蘭海上保安部

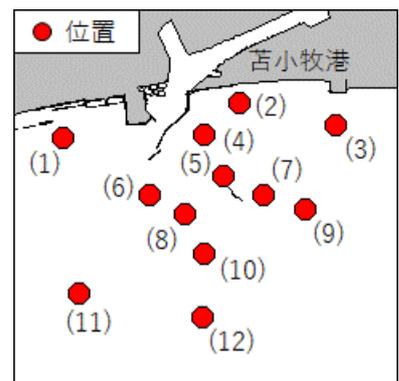


6年715項 北海道南岸 — 苫小牧港及び付近 海洋調査等  
 下記位置で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

期 間 令和6年11月21日～12月20日のうち7日程度 日出～日没 (海洋調査)  
 令和6年11月21日～12月20日のうち3日程度 (観測機器設置)

位 置 下記12地点  

- (1) 42-37-02N 141-35-31E
- (2) 42-37-31N 141-38-47E
- (3) 42-37-12N 141-40-33E
- (4) 42-37-04N 141-38-07E
- (5) 42-36-30N 141-38-28E
- (6) 42-36-14N 141-37-07E
- (7) 42-36-15N 141-39-13E
- (8) 42-35-59N 141-37-46E
- (9) 42-36-03N 141-40-00E
- (10) 42-35-26N 141-38-07E
- (11) 42-34-53N 141-35-49E
- (12) 42-34-34N 141-38-06E

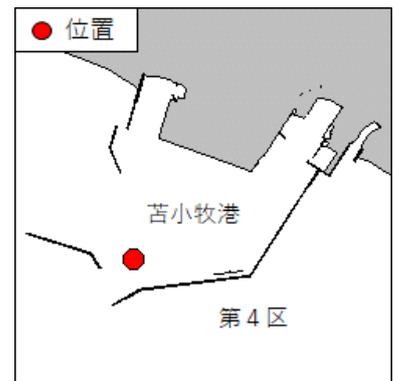


備 考 停船して観測機器を垂下する  
 上記(12)地点に観測機器が設置される  
 観測機器は黄色灯 (毎4秒に1せん光) 及びレーダー反射器付浮標で標示  
 警戒船配備  
 海 図 W 1 0 3 3 A - W 1 0 3 6  
 出 所 苫小牧港長

6年716項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 灯付浮標一時撤去

下記位置の灯付浮標は一時撤去されている。

期 間 当分の間  
 位 置 42-35-15N 141-46-34E  
 備 考 撤去期間中、上記位置に  
 仮灯（黄色灯、毎4秒に1せん光）付浮標を設置  
 海 図 W1033B  
 出 所 室蘭海上保安部



6年717項 北海道南岸 — 襟裳岬西北西方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視艇による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和6年11月15日（予備日18日）0900～1500  
 区 域 42-04.0N 142-45.5E  
 を中心とする半径3海里の円内  
 海 図 W1030-JP1030  
 出 所 浦河海上保安署



6年718項 北海道南岸 — 十勝港東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

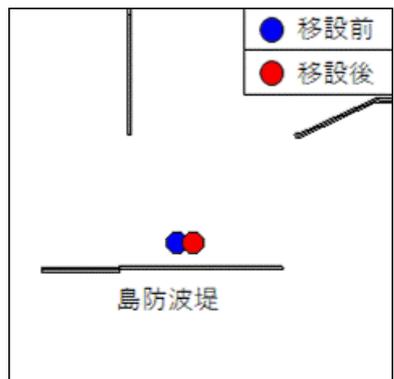
期 間 令和6年11月18日（予備日19日）1430～2000  
 区 域 42-17.1N 143-53.0E  
 を中心とする半径5海里の円内  
 備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚  
 海 図 W1032-JP1032  
 出 所 釧路海上保安部



6年719項 北海道南岸 — 釧路港、外港 灯付浮標一時移設

下記位置の灯付浮標は、一時移設される。

期 間 令和6年11月18日～12月27日  
 位 置 (移設前) 42-58-54N 144-18-05E  
 (移設後) 42-58-54N 144-18-10E  
 海 図 W31  
 出 所 釧路港長



6年720項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区 ボーリング作業

下記区域で、作業船によるボーリング作業が実施されている。

期 間 令和6年12月20日までのうち1日 日出～日没

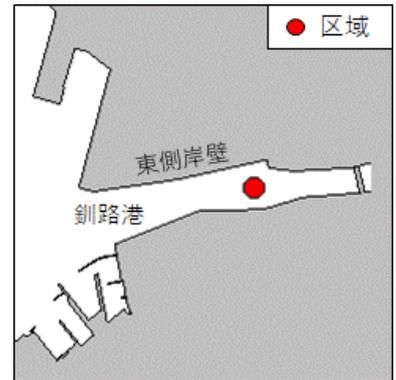
区 域 下記地点付近

42-58-50.7N 144-22-46.9E

備 考 警戒船配備

海 図 W31

出 所 釧路港長



6年721項 北海道東岸 — 羅臼港 魚礁設置作業

下記区域で、作業船及び潜水士による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和6年11月25日～令和7年2月10日 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 44-00-54.1N 145-11-35.9E

(2) 44-00-53.2N 145-11-37.8E

(3) 44-00-47.9N 145-11-32.6E

(4) 44-00-48.9N 145-11-30.8E

備 考 囲い礁（高さ0.9m 100基）を設置

作業区域は旗及びレーダー反射器付浮標で標示

海 図 W1402（羅臼港）

出 所 羅臼海上保安署



6年722項 北海道北岸 — 紋別港 浅所存在等

下記位置等に、浅所及び水深減少区域が存在する。

位 置 下記位置に、浅所が存在する。

(1) 44-21-18.0N 143-21-39.6E 水深 約2.4m

(2) 44-20-45.9N 143-21-45.7E 水深 約5.5m

(3) 44-20-45.2N 143-21-47.8E 水深 約7.0m

(4) 44-20-38.4N 143-22-03.3E 水深 約3.7m

(5) 44-20-36.6N 143-22-05.3E 水深 約5.0m

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる海域

海図記載水深より最大約1.0m減少している。

(6) 44-20-49.6N 143-21-52.0E

(7) 44-20-47.9N 143-21-53.5E

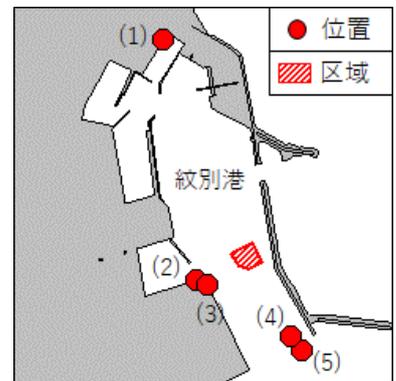
(8) 44-20-47.5N 143-21-55.4E

(9) 44-20-48.4N 143-21-57.8E

(10) 44-20-50.9N 143-21-55.9E

海 図 W29（紋別港）

出 所 第一管区海上保安本部



6年723項 北海道西岸 — 野寒布岬北方 海洋調査  
 下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施されている。

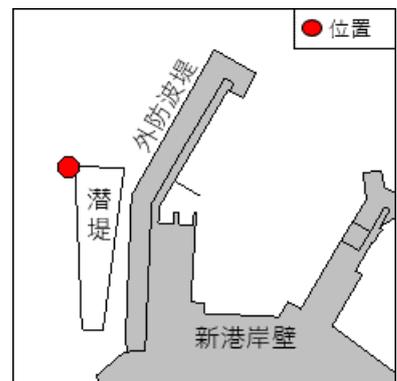
期 間 令和6年11月17日まで(予備日を含む)  
 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (1) 45-42.5N 141-50.0E  
 (2) 45-37.5N 141-50.0E  
 (3) 45-37.5N 141-20.0E  
 (4) 45-42.5N 141-20.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する  
 海 図 W1040  
 出 所 稚内水産試験場



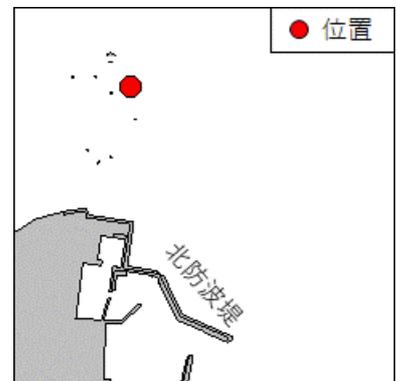
6年724項 北海道西岸 — 利尻島、沓形港 灯付浮標再設置  
 一管区水路通報5年50号736項削除  
 下記位置の赤色灯付浮標は再設置された。

位 置 45-11-24.5N 141-07-38.7E  
 海 図 W21(分図「沓形港」)  
 出 所 稚内海上保安部



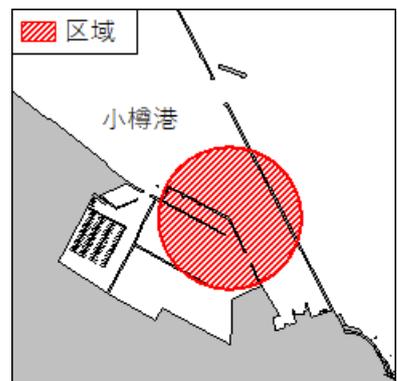
6年725項 北海道西岸 — 天売島、天売港 灯標について  
 下記灯標は、改修工事に伴うシート(白色)設置等により灯塔が見え難くなる。

期 間 令和6年11月18日~12月下旬  
 灯台名称 鷗岩灯標  
 位 置 44-26.7N 141-19.7E  
 海 図 W40B(分図「天売港」)  
 参照書誌 411 0544番  
 出 所 第一管区海上保安本部



6年726項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 花火打上げ  
 図に示す区域で、花火の打上げが実施される。

期 間 令和6年11月14日 1700~1730  
 海 図 W5  
 出 所 小樽港長



6年727項 本州東岸 - 尻屋埼東方 射撃訓練

下記区域で、自衛艦及び航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年11月18日、19日（予備日 20日～22日）0600～1800  
区 域 41-20-10N 142-29-47E  
を中心とする半径15海里の円内  
海 図 W43  
出 所 防衛省海上幕僚監部



6年728項 本州北西岸 - 龍飛埼西南西方 射撃訓練

下記区域で、自衛艦及び航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年11月18日、19日（予備日 20日～22日）0600～1800  
区 域 40-55-09N 139-04-48E  
を中心とする半径10海里の円内  
海 図 W43  
出 所 防衛省海上幕僚監部

